

西吉野農業高等学校同窓会規約

（名称および事務所）

第 1 条 本会は、「五條市立西吉野農業高等学校同窓会」と称し、事務所を同校内に置く。

（目的）

第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、かつ母校の発展に寄与することを、その目的とする。

（事業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 学校教育への理解と推進
- 2 会員名簿の編纂
- 3 母校の各種行事への参加
- 4 その他本会の目的達成に必要と認められた諸事業

（会員）

第 4 条 本会は、次の役員をもって組織する。

- 1 正会員 本校卒業生
- 2 準会員 本校在校生
- 3 特別会員 イ 本校の現教職員
ロ 旧職員の中で入会を希望する者
ハ 本会の役員会において承認を得た者

（役員および委員）

第 5 条 本会に次の役員と委員を置く。

- 1 役員
会長 1名
副会長 2名
書記 2名 （教職員から1名）
会計 2名 （教職員から1名）
顧問 若干名
- 2 評議員
各学年 若干名

（役員および委員の選出）

第 6 条 本会の役員および委員の選出は、次の方法によって選出する。

- 1 会長・副会長・書記・会計・監査は、総会における立候補者及び役員会の推薦する候補者より総会で選出する。
- 2 書記・会計は教職員の中から委嘱する。
- 3 顧問は総会において推薦する。
- 4 評議員は、各学年の会員中より1人または2人を代表とし、任期は各学年の任意とする。

(役員および委員の任務)

- 第 7 条 本会の役員および委員の任務は次の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
 - 3 顧問は役員・委員の相談に応じ、必要会議に出席し意見を述べる。
 - 4 書記は本会の活動状況を記録し、その他庶務全般を処理する。
 - 5 会計は本会の会計事務にあたる。
 - 6 監査は本会会計の監査を行う。

(会議)

- 第 8 条 本会の運営は次の会議をもって行う。
- 1 総会 年1回定時開催し、決算・予算の承認および審議、役員の承認、規約の改正、事業計画の審議、その他周年行事等、必要事項を審議決定する。

但し、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

また、会員が全国に分散していることその他の事情により、会員の一堂に会する総会が困難なときは、役員会の決定により、書面または電磁的方法による議決(以下「書面総会」という。)をもってこれに代えることができる。

書面総会を行う場合は、ホームページへの掲載その他の方法により会員に報告し、総会の議決に代える。会員は通知された期日までに、議案に意思表示を行うことができる。
 - 2 評議員会 役員と委員で構成し、本会の企画・審議・運営にあたるため、会長が必要なとき随時開催する。なお、緊急の場合は総会にかえ議決することができ、次の総会に報告する。

(決議)

- 第 9 条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成によって成立する。
但し、書面総会により知らせた場合、その告知をもって議決されたものとする。

(会計)

- 第 10 条 本会の経費は会費および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 1 会費は入会金2,000円とし、母校在学中に予納するものとする。
 - 2 特別会員からは入会金を徴収しない。
- 第 11 条 会長は、経費の収入・支出及び管理に関する会計事務を学校長に委任する。
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- 1 この会則は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この会則は、令和8年6月13日、本会則の一部を改正施行する。